

1 概要

富山県では、毎年 140 名以上の県民の尊い命が自殺によって失われているという現実を重く受け止め、自ら命を絶たれる方が一人でも少なくなるよう、自殺対策に積極的に取り組んでいるところです。この一環として、県内の民間団体、グループ等の皆様が実施する自殺対策のための取組みを広く募集し、有用な民間団体等の取組みに対し「富山県自殺対策民間団体等取組強化事業費補助金」を交付して、その活動を積極的に支援することとしています。

つきましては、補助事業の対象となる取組みを次のとおり募集しますので、皆様方からの積極的なご応募をお願いいたします。

2 募集の対象となる事業等

事業名	事業内容	対象経費	補助 限度額	応募期限等
自殺対策 民間団体 等取組強 化事業	(1) 一般枠 自殺対策に資する次に掲げる いずれか又は複数の事業 ・対面相談事業 ・電話相談事業 ・人材養成事業 ・自死遺族支援機能構築事業	事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料その他知事が必要と認めた経費	1 団体 あたり 20 万円	令和8年 4月17日(金) <u>17:00 必着</u> ※(1)、(2)、(3) の事業を合わせて 実施することは可 能です(重複応募 可)。この場合、1 団体あたりの補助 上限額は合計70 万円となります。 ※(4)の事業は単 独で実施してい たいただきます。 (1)、(2)、(3) との重複応募不 可)
	(2) 高リスク者対策枠 自殺対策に資する次の事業 ・自殺未遂者支援事業 (自殺未遂者以外も対象とする 事業は除く)	※事業の実施に直接必要な経費とし、自殺予防・自殺防止に関する取組み以外の団体運営費に係る経費等は対象外とします。	1 団体 あたり 20 万円	
	(3) 若者対策枠 自殺対策に資する次に掲げる 事業 ・若年層対策事業		1 団体 あたり 30 万円	
	(4) 特別枠 自殺対策に資する次の事業 ・人材養成特別事業 (広く一般県民を対象とした人 材養成の取組)		1 団体 あたり 140 万円	

※ 各々の事業の具体的内容は別紙のとおりです。

※ 予算の範囲内での実施となりますので、選定の結果によっては応募どおりの額とならない場合があります。

3 募集する事業の条件

- ・ 提案内容が行政や他機関、団体などへの陳情や要望となっていないことが条件です。
- ・ 募集する事業は、国、富山県以外の他の地方公共団体及びそれらの外郭団体等から委託や助成等を受けていないことが条件です。
- ・ 対象は、令和9年2月末までの間に実施され、完了する事業とします。

4 応募することができる団体等について

富山県内に活動の拠点を持ち県内で活動する民間団体等(営利を目的としない団体で、自発性に基づいて、自立的・継続的に自殺対策に関する活動を行う組織体であれば、法人格の有無は問いません。)を対象としますが、次の基準をすべて満たす必要があります。

- (1) 団体の運営に関する規則、会則等に則り、自殺対策に係る事業を的確に遂行できると認められる団体であること。
- (2) 事業の成果報告（収支計算、区分経理）ができること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
- (4) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

5 応募方法等について

- (1) 応募方法：持参、郵送又は電子メール（注：上記2 応募期限必着）
- (2) 応募書類：以下のとおりです。なお、提出いただいたものは返却しません。
 - ① 令和8年度「富山県自殺対策民間団体等取組強化事業」応募書（別記様式）
 - ② 定款、寄付行為、会則、又はこれに代わるもの（様式は任意）
 - ③ 応募団体等に係る前年度の事業報告書、決算書類（収支決算書、貸借対照表など）
（※新たに団体等を立ち上げる場合は不要）
 - ④ 提案事業を理解するため参考となる資料（団体等のパンフレットなど：任意）

6 募集要領（応募書）などについて

応募書は、富山県厚生部健康対策室健康課のホームページからダウンロードできます。また、下記問い合わせ先にご連絡いただければ、必要書類の電子ファイルをお送りさせていただきます。

7 選定方法・選定基準について

- (1) 富山県厚生部健康対策室健康課にて事業内容の書面審査を行い、提案のあった事業の採択・不採択についての選定を行います。選定に当たっては個別に事業内容の確認のため、ヒアリングをさせていただくことがあります。
- (2) 選定にあたっては、以下の選定基準を重視し、総合的に評価し、予算上の制約も考慮したうえで、決定します。
 - ① 自殺対策に資する事業として貢献度が高いか。
 - ② 事業計画に具体性と実現可能性があるか。
 - ③ 提案した事業を遂行できる確実性（組織体制や自殺予防又はそれに類する活動実績等）があるか。

8 その他

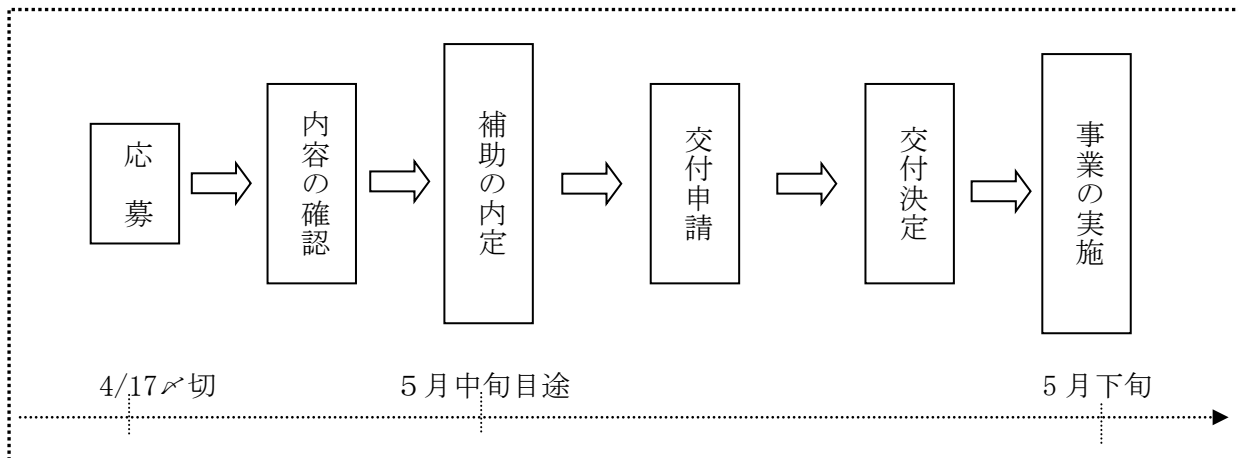
- (1) 県は、この事業の「公正性」、「透明性」を高めるため、採択した提案に係る団体名や応募内容等を県のホームページで公表します。
- (2) 提案事業が採択となった場合、あらためて「富山県自殺対策民間団体等取組強化事業費補助金交付要綱」に基づく補助金交付申請を行っていただき、当該補助金の交付決定後の事業実施に係る経費を補助対象とします。
- (3) 採択された事業を実施するに当たってパンフレットやチラシ等を作成する場合は、県の指定する「自殺予防に係るロゴマーク、キャッチフレーズ」を積極的に使用していただくようお願いいたします。
- (4) 県の実施する自殺対策事業について、積極的にご協力をお願いいたします。

9 応募書提出先・問合せ先

富山県厚生部健康対策室健康課精神保健福祉担当 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号 TEL:076-444-3223（直通）、FAX:076-444-3496 E-mail: haruya.iwasaki@pref.toyama.lg.jp
--

<全体の流れ>

○自殺対策民間団体等取組強化事業



【注】事業に係る提案内容は、県との協議によって変更される場合があります。
また、内容の確認に時間を要する場合がありますので、ご了承ください。

事業内容

(1) 一般枠

○対面相談事業

ア 目的

自殺に関する悩みを抱える者等に対する対面相談の実施により、経済・生活問題、労働問題、健康問題、家庭問題、孤立等、自殺の背景・原因となる様々な要因について、相談支援を通して自殺を未然に防ぐことを目的とする。

イ 事業内容

- ・心の健康等の健康要因に関する相談会や、自殺の社会的要因である失業、倒産、多重債務、労働問題等に対する生活相談と併せて行う総合支援相談会の開催等
- ・個別相談に対応するための対面式の相談窓口の設置や、既存相談窓口の充実等
- ・孤立予防やメンタルヘルス向上を支援するための傾聴サロンの設置、運営
- ・生きる力を底上げするため悩みを分かちあえる集い等の設置、運営 等

○電話相談事業

ア 目的

自殺に関する悩みを抱える者等に対する電話相談の実施により、経済・生活問題、労働問題、健康問題、家庭問題、孤立等、自殺の背景・原因となる様々な要因について、相談支援を通して自殺を未然に防ぐことを目的とする。

イ 事業内容

民間団体が実施する電話、メール、WEB、SNS 等による相談事業の実施に係る

- ・電話回線の敷設やWEB相談ページの開設等
- ・相談対応者の配置、相談員の増員等
- ・相談支援コーディネータの配置や相談者へのフォローアップ等
- ・フリーダイヤルの設置やリスティング広告の表示 等

○人材養成事業

ア 目的

民間団体における相談担当者など、自殺対策に携わる人材を養成する。また、自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、包括的な生きる支援としての自殺対策の重要性に関する理解を持ち、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る、「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成する。

イ 事業内容

- ・民間団体等の相談担当者など、自殺対策に携わる人材の養成や、研修への派遣等
- ・様々な分野でのゲートキーパーの養成や、養成研修への派遣等

○自死遺族支援機能構築事業

ア 目的

自殺で親族等を亡くした遺族等に対する支援を行う。自死遺族等が必要とする支援情報を提供し、遺族等のグループの地域における活動支援や遺族等への相談支援、自死遺児への支援を強化する。

イ 事業内容

- ・学校、職場で自殺が起きた時の遺された家族や関係者に対する支援の促進

- ・遺族等が必要とする支援策等に係る情報提供の推進及びそのための体制の整備
- ・遺族等の自助グループ（わかちあいの会）等の設立や運営
- ・遺族等への法律面や生活面における相談支援
- ・遺児のための総合的な育成支援活動の実施及びそのために必要な研修等の実施 等

（２）高リスク者対策枠

○自殺未遂者支援事業

ア 目的

自殺未遂者の自殺再企図防止は自殺対策における重要課題であることから、自殺未遂者への支援により、自殺未遂者が再度自殺を企図することを防ぎ、自殺者数の減少につなげる。

イ 事業内容

- ・自殺未遂への支援として行う相談窓口の設置、自殺未遂者・自殺未遂者の家族等向けの継続的な訪問相談等
- ・自殺未遂者向けのグループワークや分かち合いの集い等
- ・民間団体の相談員等に対する自殺未遂者対応のための研修の実施
- ・自殺未遂者支援を目的とした依存症等の自助グループやその関係者等を対象とした自殺予防のための啓発や研修 等

（３）若者対策枠

○若年層対策事業

ア 目的

近年、自殺死亡率について、若年層は高止まりを続けており、10代後半から30代の死亡原因の第一位は自殺という状況が続いている。青少年、若年層の自殺対策は重要な課題であることから、青少年、若年層の心の健康の保持・増進や良好な人格形成、生活上の困難・ストレスに直面したと時の対処方法を身に付けることへの支援等を行う。

イ 事業内容

- ・若年層（40歳未満）及び若年層を支援する者に対する①対面相談事業、②電話相談事業、③人材養成事業、④普及啓発事業（児童、生徒等を含む若年層が、生活上の困難や心理的ストレスに直面した際、周囲に対して助けを求めることができる力を身に付けさせるための教育や啓発、教職員等に対する若年層の自殺予防に関する養成研修等）
- ・中学生以下の者に対する事業と併せてその保護者（40歳以上を含む。）に対しても行う事業

（４）特別枠

○人材養成特別事業

ア 目的

広く一般県民を対象に、自殺対策や自殺の要因に関する複数テーマについての研修会を開催することで、自殺対策に携わる人材を養成する。

イ 事業内容

自殺予防に関する研修会の開催。但し、以下の要件を満たす事業であること。

- ・研修会は一般県民を広く対象とし、開催にあたっては積極的に広報を行うこと。開催案内は、申請団体の会員向けに限定されたものにならないようすること。
- ・研修内容は特定のテーマに偏ることなく、自殺対策や自殺の要因に関する複数（3つ以

上) のテーマで構成するものとする(テーマの例: 自殺の現状、うつ病、自殺未遂、薬物・アルコール等の依存症、自死遺族への対応 等)。

- ・研修会の講師は各回のテーマに応じ、申請団体の内部職員のみならず、外部から講師を招くなど適切に選定すること。
- ・自殺対策に関する人材養成を目的としたものであること。普及啓発を主目的とした、単発のシンポジウム、講演会は対象外となる。

ウ その他条件

- ・申請時の収支予算で、総事業費がおおむね 50 万円以上のものを対象事業とする。
- ・一般県民を対象とした上記要件を満たす研修を実施したうえで、附属的に、研修修了者を対象とした自殺対策のための、より高度な内容の研修を行う場合も補助対象とする。